

雇用保険と年金との併給調整に必要な情報の提供と
その取扱いに関する協定に基づく了解事項

厚生労働省職業安定局労働市場センター業務室（以下「労働市場センター」という。）及び日本年金機構は、「雇用保険と年金との併給調整に必要な情報の提供とその取扱いに関する協定」（平成 22 年 1 月 4 日締結）（以下「協定」という。）に基づき、次のとおり了解する。

1 情報の提供方法

- (1) 協定による情報の提供は、磁気テープ（以下「雇用テープ」という。）を交付することにより行う。
- (2) 日本年金機構は、併給調整に関する事務を行う上で雇用保険に関する疑義が生じた場合は、別添様式 1 により労働市場センターに照会することができる。
- (3) 労働市場センターは、雇用保険関係法令について、雇用保険と年金との併給調整に係る改正が行われる場合には、予め十分時間的余裕をもって別添様式 2 により、その改正内容（賃金日額の上下限の改定及び高年齢雇用継続給付の支給限度額の改定が行われる場合の当該改定後の額を含む。）について日本年金機構に情報提供を行う。

2 雇用テープの作成

雇用テープは、労働市場センターが「雇用テープ基準書」（別添）の仕様に基づき作成する。

3 雇用テープの授受

雇用テープの授受を行う場所は、XXXXXXXXXXとする。

4 雇用テープの交付

雇用テープは、労働市場センターが、雇用テープ送付書（別紙 1）を添えて指定日に日本年金機構に交付する。この場合、日本年金機構は、雇用テープ受領書（別紙 2）を労働市場センターに交付する。

なお、指定日については、労働市場センターと日本年金機構が毎年度末までに協議し、決定する。

5 雇用テープの再交付

(1) 日本年金機構は、受領した雇用テープにより処理を行うことができないときは、その旨を労働市場センターに通知したうえ、当該雇用テープを労働市場センターに返還する。

(2) 労働市場センターは、(1)の返還時に新たな雇用テープを交付する。

6 雇用テープの返還

日本年金機構は、雇用テープ受領時に、受領していた雇用テープを労働市場センターに返還する。この場合、日本年金機構は受領していた雇用テープの送付書を労働市場センターに提示し、労働市場センターは当該送付書に受領印を押印した後、返付する。

7 その他

この了解事項に定めのない取扱いについては、労働市場センターと日本年金機構がその都度協議し、決定する。

8 了解事項の実施

この了解事項は、平成22年1月4日から実施する。

上記のとおり了解し、この証書の正本を2通作成し各1通をそれぞれにおいて保管する。

平成22年1月4日

厚生労働省職業安定局労働市場センター業務室長

櫻井 眞



日本年金機構業務管理部長



平成 年 月 日

雇用テープ送付書

日本年金機構業務管理部 御中

職業安定局労働市場センター業務室

磁気テープ種別	本数	件数	磁気テープ固有番号	
			1	
			2	
			3	
			1	
			2	
			3	
			1	
合 計				

トータル・システム管理係 担当者

磁気テープ返送日	年 月 日	受領印	
----------	-------	-----	--

平成 年 月 日

雇用テープ受領書

職業安定局労働市場センター業務室 御中

日本年金機構業務管理部 印

磁気テープ種別	本数	件数	磁気テープ固有番号	
			1	
			2	
			3	
			1	
			2	
			3	
			1	
合計				

平成 年 月 日

雇用保険と年金との併給調整に関する照会について

次の者について、併給調整に関する事務を行う上で疑義が生じたので照会します。

決裁欄	業務調整グループ長		担当者	
雇用保険被保険者番号			照会番号	
氏名(カナ)				生年月日
照会内容	<input type="checkbox"/> 基本手当に関する情報を提供してください。 <input type="checkbox"/> 高年齢雇用継続給付に関する情報を提供してください。 <input type="checkbox"/> 被保険者期間に関する情報を提供してください。(重複受給の疑いがあるため) <input type="checkbox"/> 被保険者期間等を再確認願います。(資格期間と受給期間に整合性がないため) <input type="checkbox"/> その他			
	特記事項			

照会があった件につき、以下のとおり回答します。

決裁欄	労働市場センター業務室長		室長補佐		係長		担当者	
回答内容	<input type="checkbox"/> 別添のとおり回答いたします。 <input type="checkbox"/> その他							
	特記事項							
回答年月日						整理番号		

平成 年 月 日

雇用保険関係法令等改正の情報提供について

次のとおり、雇用保険と年金との併給調整に関する法令等の改正が予定されていますので情報提供いたします。

決裁欄	労働市場センター 業務室長		室長 補佐		係長		担当者	
1. 改正する法令等 2. 実施時期 3. 改正内容								
特記事項								

以下のとおり回答します。

決裁欄	業務調整 グループ長		担当者	
回答・意見	<input type="checkbox"/> 了承しました。 <input type="checkbox"/> その他			
	特記事項			
回答年月日			整理番号	



(別添:雇用子-7°基準書)

提供データヘッダレコード

※各項目は全て文字タイプ

レコード区分	データ区分	種別	情報提供機関名	提供対象年月	年(西暦)	月	年(西暦)	月	日	予備
--------	-------	----	---------	--------	-------	---	-------	---	---	----

提供データテイルレコード

※各項目は全て文字タイプ

レコード区分	データ区分	種別	レコード件数	予備
--------	-------	----	--------	----

失業給付提供データ

※各項目は全て文字タイプ

レコード区分	レコード識別	被保険者番号	支給番号	氏名		
		CD	番号	CD		
		年(西暦)	月	日	年(西暦)	月
		日	年(西暦)	月	日	年(西暦)
		CD	番号	CD		
		年(西暦)	月	日	年(西暦)	月
		日	年(西暦)	月	日	年(西暦)
		CD	番号	CD		
		年(西暦)	月	日	年(西暦)	月
		日	年(西暦)	月	日	年(西暦)

生年月日		求職申込年月日		給付制限期間1		初日		末日	
年(西暦)	月	日	年(西暦)	月	日	年(西暦)	月	日	年(西暦)
日	年(西暦)	月	日	年(西暦)	月	日	年(西暦)	月	日
日	年(西暦)	月	日	年(西暦)	月	日	年(西暦)	月	日

給付制限期間2		給付制限期間3		受給期間満了日	
月	日	月	日	月	日
年(西暦)	月	日	年(西暦)	月	日
日	年(西暦)	月	日	年(西暦)	月

所定給付日数		台帳状態		区分		支給等期間		支給等処理日	
月	日	年(西暦)	月	日	年(西暦)	月	日	年(西暦)	月
日	年(西暦)	月	日	年(西暦)	月	日	年(西暦)	月	日
日	年(西暦)	月	日	年(西暦)	月	日	年(西暦)	月	日

FILLER

高齢台帳抽出ファイル

ソートキー										支給情報		
被保険者番号	レコード識別	レコード区分	支給対象月			支給等処理日			性別	生年月日		60歳到達時 賃金月額
			年	月	日	年	月	日		年	月	
氏名												

支給情報 (続き)							
当初の支給期間		台帳状態		支給状態		要件該当日	
初月	年月	末月	年月	年月	年月	年月	年月
年	月	年	月	年	月	年	月